

第二十二回国会 社会労働委員会議録第四十号

(六五四)

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長

中村三之丞君

理事大石

武一君 理事中川

理事吉川

兼光君 春江君 理事山花

理事松岡

松平君 理事大橋

理事山下

俊思君 武夫君

秀雄君

武一君 白井 莊一君

小川 半次君 龜山 孝一君

草野一郎平君 小島 三君

床次 德二君 山本 利壽君

横井 太郎君 越智 茂君

小林 郁君 中山 マサ君

野澤 清人君 岡本 隆一君

多賀谷眞穂君 畠井 流井 義高君

長谷川 保君 昌子君

八木 一男君

神田 大作君 隆男君

厚生大臣 川崎 秀二君

労働大臣 江下 孝君

出席國務大臣 富樫 總一君

○労働基準監督官 楠本 正康君

労働事務官(職業安定局長) 朝井 章知君

委員外の出席者 厚生省公衆衛生局環境衛生部長 専門員 川井 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

七月十二日

委員多賀谷眞穂君辞任につき、その補欠として佐々木更三君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員佐々木更三君、中村英男君及び横錢重吉君辞任につき、その補欠とし

て多賀谷眞穂君、福田昌子君及び八木一郎君が議長の指名で委員に選

任された。

本日の会議に付した案件

(内閣提出第九四号) 失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二三二号) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)

(内閣提出第一二二二号) 駐留軍労務者の健康保険に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。まず失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を一括して議題となし、質疑を繼續いたします。

○多賀谷委員 災災の関係についてお尋ねいたしたいと思います。まず土木建築業をメリット制にするということではあります、その前に私は局長に対する度数率をお聞きたいと存じます。またこの結果料率においては、一度につきましては一円につきまして二銭という料率が、一銭四厘に平均的に下りました。しかし、船舶製造業のような事業におきましては、たとえば金属精練業におきましても、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけあります。またこの結果料率におきましては、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけ

あります。またこの結果料率におきましても、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけ

あります。またこの結果料率におきましても、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけ

あります。またこの結果料率におきましても、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけ

あります。またこの結果料率におきましても、たとえば多賀谷眞穂君

は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十四から昨年は十八に顕著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけ

につきましてメリット制を実施いたしましたのは、御承知の通り昭和二十六年からでございます。その結果どういう効果が生じたかということでございりますが、この効果は必ずしもメ

リットだけの効果ということには言いがねるかとも思ひます。安全衛生の行政の徹底等の結果もありました。要するにメリット制が一つの刺激となりまして相当の効果を發揮したと考へております。たとえばお配りいたしました資料の第二の年度別度数率

○富樫(總)政府委員 度数率は顯著に下つた、しかし強度率においては依然として平行線であるということはど

ういうことを意味するか。すなわち、この負傷の状態を見ますと、死亡とか重傷というのが下つていなければなりません。なぜかといいますと、今御指摘がありましたように、度数率においては下つた、しかし強度率においては依然として平行線であるということはど

ういうことを意味するか。すなわち、この負傷の状態を見ますと、死亡とか重傷というのが下つていなければなりません。なぜかといいますと、今御指

摘要がありましたように、度数率においては下つた、しかし強度率においては依然として平行線であるということはど

ういうことを意味するか。すなわち、この負傷の状態を見ますと、死亡とか重傷というのが下つていなければなりません。なぜかといいますと、今御指

いうような状態で、労災保険にかかるべきものを向うに回すというようなことのないように、非常に厳重に双方の出先機関が連係してその的確を期しております。しかし、必ずしも絶対ないことは限りませんので、御意見もござりまするし、今後ともその方につきましては、十分に出先を督勤して、そういうことのないよう気に気をつけないと考えております。

○多賀谷委員 今、強度率のお話があり、強度率は若干下つておるというお話をですが、製造業は下つておりますけれども、全産業平均によりますと、むしろ二十九年度はぐっと上つておる、こういうような状態になつておるのであります。そこで私は、度数率がこれだけ下つて、災害損失日数が依然として同じ状態を続けておる、こうしたことには、負傷でも重傷が非常に多くなつておる、こういうことを考えなければならぬ。そうすると、重傷が非常に多くなつておるというの、一体どういふところから多くなつておるのか、この点を一つお聞かせ願いたい。

○富権(總)政府委員 今まで申し上げましたのは、従来メリットを実施いたしました製造業等を中心として申し上げたのであります。確かに先生のおっしゃるような傾向はあるのであります。この傾向は、主として土建に原因するわけであります。従来メリットを適用いたしておりませんでした土建におきましては、災害の状況を、わかりやすく端的に申し上げますと、死亡災害が、昭和二十一年におきましては千二百人であったものが、去年の二十九年には二千人になつておるのであります。また八日以

上の休業の件数を見ましても、土建におきましては昭和二十七年が六万三千人であったのが、昨年には十万を突破おりますし、今後ともその方につきましては、十分に出先を督勤して、そういうことのないよう気に気をつけないと考えております。

○多賀谷委員 今、強度率のお話があり、強度率は若干下つておるというお話をですが、製造業は下つておりますけれども、全産業平均によりますと、むしろ二十九年度はぐっと上つておる、こういうことを考えておったか、これをお聞かせ願いたい。

○富権(總)政府委員 従来土木建築事業には、どの程度の安全に対する処置がなされおつたか、これをお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 従来土木建築事業には、どの程度の安全に対する処置がなされおつたか、これをお聞かせ願いたい。

○富権(總)政府委員 士建につきましては、最近に至りまして、ただいま申しましたようにその災害が非常に顕著な増加を示し、特に重傷、死亡事故も多いので、近年安全行政の面におきましては士建の、特に会社の社長さん

みずからが災害防止対策の協議会を作

るとか、土建業界みずから安全につい

ての研究会、講習会をやるということ

で、ごく最近におきましては、これに

対する関心がきわめて急速に上りつ

あるということは、これは正直に確信

して申し上げ得る状態でございます。

今回の新たなメリット制がもし成立

いたされますならば、ここ一两年後に

おける成果は、相当期待して待つべき

ものがあるのではないかかといふう

に期待いたしておるわけであります。

○多賀谷委員 これに関連して、高層

建築のガラスふきなどはどういう安

全の対策ができるでしょうか。私

が聞きましたのは、学生のアルバイト

がガラスふきをやつて、これから落ち

て死んだというようなのがあるので

あります。たとえば終戦後、ことにおきまして、外國からの近代的な大規模

な工事機械を使用する、それに対する労務者や技術の扱いがなれない、あるいは電源開発に関する発注者側が、非常に無理な注文を土建業者にいたしまして、突貫工事を要請するというようないいとここと、あるいは土建の現場におきましては、従いまして、この四月からは土建の保険料も一挙に二倍に上げざるを得ないというような状況、それが全産業平均の数字の改善を阻害している主たる原因で、これがまた今回提案いたしました法案改正におきましては、法規をメソットを実施するという一つの重要な契機になつておる、こういうことでござります。

○多賀谷委員 従来土木建築事業には、どの程度の安全に対する処置がなされおつたか、これをお聞かせ願いたい。

○富権(總)政府委員 私、二、三ヶ月前に基準局長になつたばかりで、そうしまして、この安全に対する措置が具体的なことをお許し願いたいと存じます。

○野口説明員 率直に申しまして、高層ビルのガラスふき作業について、工具を使えというような規定を置いておられます。

○多賀谷委員 実際はこれを防ぐ措置は講じられないわけですか。

○富権(總)政府委員 私も個人的に都内を歩いたりして、ほんとうにひやひやしたりすることが多いのですが、死亡事故を減らすためのメリット制を実施したけれども、死亡とか重傷は全然減らないで、むしろ増加の一途をたどって、軽傷のみが減ってきておる、こういう状態が起きましたら、これはやはりそういうような点があるのではなかろうかといふことで、十分監督をしていただきたい。これを希望いたしまして、労災関係の質問は打ち切ります。

○多賀谷委員 続いて失業保険法関係でございますが、安定局長に一つだけお尋ねいたし

ます。この、若干質疑をしておきました。同一事業主の問題でございます。同一事業主について、一般的にどういうふうに考えておられますか、一つお答え願いたいと思います。

○江下政府委員 この同一事業主といふことにつきましては、先回も申し上げたと思うのでございますが、事業主の名前が変わるとか、あるいは違った事業主に変わつた場合、その他いろいろな場合が実はございまして、同一事業主という言葉の解釈いかんでは、相当問題がある。いつか先生がおっしゃつておられましたように、これを単に商法的な、あるいは民法的な考え方で押すと、非常に限定的な考え方によるが、私どもは実はそう考えていないのであります。この同一事業主というものは、例を申し上げますとよくわからると思うのですが、たとえば会社の合併、分割という場合、それから事業が売買されまして、事業が包括的に継承されたという場合、あるいは事業が相続されたといふ場合、それから労働組合の専従役職員となつておった人がもとの会社に帰るという場合、こういう場合は、すべて同一事業主に雇用されたという点に主眼を置いていきたく思います。

○多賀谷委員 合併、相続、労働組合の専従者、こういふ扱いは、実際問題として局長がここでお話しになつておるようになります。問題はやはりいわゆる売買による譲渡の場合の権利義務の関係が、全部包括承継をされたかどうかという点がかなり問題

にならうと思うのです。そこで私は、同

職金を出した、こういうような場合で、同じ事業場に勤めておるということが無理であるならば、私は立法と

しては同一事業主という言葉を変えなければなりませんが、労働者としては、同じ事業場に勤めておるのですから、やはり同一事業主と考

は一応打ち切るかもしませんが、労働者が一度離がれますと、大

きが無理であるならば、私は立法と

しては同一事業主という言葉を変えなければなりません、かのように考

るわけです。また同一事業主と考え

ることは、まさに失業保険がもらえるようになる

ことがありますか、お聞かせ願いたい。

○江下政府委員 その場合は、途中で雇用関係が一度はつき終了してしま

うという形をとるのでござりますか、かりに同一事業主であつても、引

き続かないといふ考え方方じやないかと考

えておりません。だから、あるいは同一事業主といふ場合には、ちよつとなら

まんけれども、一度雇用関係を打ち切られてそこですべて精算されたといふ場合は、引き続いて同一事業主に雇われたということにはちよつとならない、こういふ考え方でございます。

○多賀谷委員 一応失業保険の受給資格ができましても、一回も支給を受け

とBとの間に売買による譲渡があつた場合、しかも事業場が同じであるといふ場合には、給付を受けた労働者を差別して取り扱うということは、非常

に根拠が薄いと考えるわけですが、その

点について、どういうようにお考えで

あるか。

○江下政府委員 実はこれは非常に技術的な問題になるのです。なぜかと申しますと、かりに同一事業場でござ

ましても、一度離がれますと、大

きが無理であるならば、こういう

ことは必ずかしいわけです。だから、

仰せのような場合には、同日か翌日と

いうことだつたら、これは扱いとして

は同一事業主として扱つていいのでは

ない、こういふ考え方でございます。

○多賀谷委員 ならないとする、私

があるために、以上のように説明した

のです。そこで取扱いの場合には、失業保険の関係は同じように扱うべきであります。

○多賀谷委員 一応失業保険の受給資格ができるまでも、一回も支給を受け

も、引き続き被保険者の期間が五年なら五年、十年なら十年というような

取扱いにしたらどうでしょうか、こうしたことになりますと、非常に矛盾が出でくるでしようか。また引き続き被保険者というものは、失業保険の給付を

おれの方で調査しなければ納得できませんと、いかにも理屈は違うよう

です。そこで、それでは一休五日あつたらどうか、十日あつたらどうか、一ヶ月あつたらどうか、こういう

ことは必ずかしいのです。だから、これは私少しちゃべてみないとわからぬと思ひます。が、厚生年金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわからぬと思ひます。が、厚生年

と考へるのです。若干事業主が違いますけれども、しかし、それはわざかな範囲ですから、官庁が協力してやると

いうことになりますと、非常に矛盾が出でくるでしようか。また引き続き被保険者というものは、失業保険の給付を

おれの方で調査しなければ納得できませんと、いかにも理屈は違うよう

です。そこで、結局引き続き五年以上

の規定期限にしたのであります。

それから、これは委員も御同意だと

思ひますが、途中で失業保険をもらつたという人は、これは困るのでござい

ます。そこで、実はこの規定をこうふうに窮屈な規定にしたのであります。

それから、これは委員も御同意だと

思ひますが、途中で失業保険をもらつたという人は、これは困るのでござい

ます。そこで、実はこの規定をこうふうに窮屈な規定にしたのであります。

それから、これは委員も御同意だと

思ひますが、途中で失業保険をもらつたという人は、これは困るのでござい

ます。そこで、実はこの規定をこうふうに窮屈な規定にしたのであります。

典を受けたことがある人は除外する。この二つの点で、結局われわれとしては、こういうような立法技術にならざるを得なかつた。決して安易に考えたわけではなかつたのでござります。

○多賀谷委員

立法技術としての点は、よく私もわかるのです。何とか修正でもしてみたいと思って調べてみたのですが、なかなかむずかしいこともよくわかります。しかし、厚生年金保険の関係は、被保険者たる期間が、一つの支給要件に關係をするわけです。その点今までの社会保険にはない点が、厚生年金にはただ一つあるわけですが、その点を今度は失業保険に持つておるわけですから、今までの社会保険の体系で、勤続年数というものの要素が支配されるというの、厚生年金だけだと思います。そこで厚生年金の方は、ある会社に何年、ある会社に何年という、そうしてその間に納めた金額というものが、やはり支給される場合の要件になるのですから、私はかなり確実に取つてあると、かよう

に考へるわけです。そうして、何も役所が直接取る必要はありませんけれども、労働者をしてその社会保険出張所でそういう立証をする書類をもらえば、あなたの方で認定をすると、この二つの間で違つた部分が出てきますから、その方々については何らか別途の立証方法を考えたらいいのではないかと、かように言つておるわけであります。その点を一つもう少しはつきり御答弁願いたいと思います。

○江下政府委員 同一事業場にずっと

おりました場合は、これがはつきりつかめるのです。ところが事業場を変りましたという場合の、事業が包括的に行つた場合、どのくらい期間が正しかったか、もわわぬかといふことは、今わざわざの方の手元には、そういう過去十年までの手帳がございませんけれども、さかのぼつた詳細な記録というものが要るし、一つ一つが審査事例になつてきて、大へんな問題になるのではないか。これは決していいかげんに考へたわけではございませんけれども、一応この規定をいたしましては、従来よりは五年以上十年以上というも

のに対する特別な恩恵を与えるという考え方方に立つて、幅をできるだけ広げるのは、やむを得ない措置ではないといふ限度においてこの恩恵をしほることは、私はやむを得ない措置ではないか、こういうふうに了解しておるわけであります。

○多賀谷委員 そういたしますと、政府側におきましては、同一事業主といふのは——引き続き同一事業主に雇用された期間というのは、売買による譲渡等があつても、失業保険を一回も受けなく、同じ事業場に勤いておった者は、引き続き同一事業主に雇用され

て、それを空間なく承継された場合にかかるのです。ところが事業場を変りましたという場合の、事業が包括的に承継されたとか、あるいは分割されるとか、こういう場合は、それは仰せの通り適用になる、この意味であります。

○多賀谷委員 包括的に承継がなくても、私はそれはいいのではなくらうかと思うのです。純然たる市民法の関係でいきますと、それは困るという話もあつた、失業保険をもらつたか、もらわぬかといふことは、今わざわざの方の手元には、そういう過去十年までの手帳がございませんけれども、さかのぼつた詳細な記録というものが要るし、一つ一つが審査事例になつてきて、大へんな問題になるのではないか。これは決していいかげんに考へたわけではございませんけれども、同じ事業場で同じように勤務を続ければ、同一事業主の解雇をするよりも、同じ事業場で同じように勤務をしており、AからBに移るとき、会社の関係は包括的な承継でなくとも、一応債務権債務を打ち切つた形でも、引き続き雇用形態が存続しておる、こういふ場合において、しかも失業保険を一回も受けていない、こういう場合に、は、包括的な承継がなくとも、この法律の恩恵を受けることができる、こういふ解釈でいいですか、こう聞いてい

るのです。

○江下政府委員 大体、それで私はいいと思います。ただ、やはりこれは具体的に判定しませんと、今のよ

うな抽象的な例で判定することは、非常に危険だと思います。しかし、今仰せの趣旨は、私はそのように広げていいであります。だから、先ほど申しましたように、この事業の同一性という点から見まして、私どもの

ところは、どういうふうに解釈しなければ、今の事務上の不備を補うという趣旨になりません。その趣旨は私は考えてみたいと思います。

○多賀谷委員 包括的な承継といふことをあまり固執されない、こういうこととで、具体的に先ほど申しましたような場合には、大体とくに、この事務上の不備を補うという趣旨になります。その趣旨は私は考えてみたいと思います。

○中村委員長 よろしくうございますか、滝井義高君。

○滝井委員 先に失業保険についてちよつと一点だけお尋ねいたします。今回失業保険法の改正が行われるに当りまして、適用事業を広げておられる

になるわけです。従つて、國民健康保険を共済組合は別に作っております。そうしますと、國民健康保険を作ることによって今度は二割の國庫負担が共済組合にいくことになる。こういう二重になるのがあるわけあります。

従つて、これは理論的にいえば、あつたにしても、事業主という点においてわれわれの面に現われてくることは、国であろうと民間の事業主であると中央社会保険医療協議会といふもの

が変わります。それには厚生省の保険局長が今度事業主代表として出てきているということです。だから、こういう点はちつとも変わらない。国であろうと事業主であるという点においては同じであります。なるほど、それは普通の民間のストライキその他とは違いますが、団体交渉の相手を、国としてもやつておることはみな変わらない。従つて、今の社会保険立法の発展の傾向から見て、二重になつておつても、やつておいで、そういうこともあります。うことを一応私は主張しておきたい。

そうしますと、この失業保険法の施行規則の六条の第一項三号で「市町村又はこれに準ずるものであつて、市町村又はこれに準ずるものの長が、その雇用する者を被保険者としないことについて、都道府県知事に申請し、労働大臣の定める基準によつて、その承認を受けたもの」こういうことになつておる。従つて、当然ここには、労働省には労働大臣の定めた基準といふもの

があつて、失業保険を適用するかしないかという、こういう形が出てきておるわけでございますが、その基準は、具体的にどういう基準をもつて入れられるか定めていますが、その基準は、いかといふことか、これをやろう、こういう線で、入れないということを定めてあるわけですか。

○江下政府委員 この基準は、結局一言で申し上げますと、國家公務員の退職手当に関する臨時措置の法律がござりますが、あの程度以上の退職手当に等については適用しない、こういう基準でございます。

○滝井委員 そうしますと、比較の対象が片一方は、いわゆる官公吏についてでは退職金、それから普通の労働者については失業保険の給付、こういう比

較になるわけですね、端的にいえば、それは私は比較の仕方が不公平だと思

う。失業保険をもらう労働者も、当然

退職金はもらうのですから、退職金と失業保険を加えたものと退職金とを比較して、それが基準にならなければ

そだと思う。失業保険の給付額と退職金の比較では、これは比較の仕方が必ずしも正当でない。これは常識といふことはないとと思う。これは議論にわたりますので、そういうこともあるといふことを一応私は主張しておきたい。

○江下政府委員 だいぶどうも突き詰められて、困りましたが、実は退職手当といふものは、民間で出しておるのもあり得る、六ヶ月ぐらいのところでは、出ない事業所も相当ある。そこ

が、一つの大きな原因をなしておると思ひます。沿岸漁業といふものの範囲

が非常に狭められてきた。最近は三十

トンあるいは四十トン以上のものは、沿岸や沖合いに行くよりか、むしろ北洋方面的サケ、マスの採捕にどんどん転業を勧めるという状態が出ておるといふことです。こういう情勢から

では、保険を適用するというわけに参りませんし、やはり民間は保険料もいろいろな漁民の統計を見ても、二十五万の世帯で二百九十万の漁民があるのですが、その八五%といふものは、三

回は失業保険法も適用しようといふことではなかつたかと思います。ただ國の場合は、一般的の税金を使うわけありますから、一つできるだけ合理的にこれを行おう、こういう線で、こういうふうにきまつたといふうに聞いております。

○滝井委員 國家公務員はとにかくとて、現在地方自治体の地方公務員の生活は、必ずしも安定をしていないのであります。将来やはり失業保険の適用については、具体的に検討する段階になつてきておるものと思ひますので、これを検討していただきたいと思います。それで失業保険に対する質問は終ります。

次に、労災保険についてであります。が、今度新しく五トン以上三十トン未満の、水産動植物の採捕の事業に従事するものに強制適用ということになります。それで、これが最初も申しますように、現在の日本の水産業界の現状を見てみると、非常に零細漁業が多くて、水産業界の窮屈化といふものが非常に目立つて参つたということです。それはせいぜんも申しますよう、米軍の演習地の拡大や、李承晚ライン等が、「一つの大好きな原因をなしておると思ひます。沿岸漁業といふものの範囲

が非常に狭められてきた。最近は三十

トンあるいは四十トン以上のものは、

トントンで、これは、この点の見通し、さいせんのつかみがたいとか、季節的な点が多いとかいうことを抜きにして、一つ率直な局長の御答弁を願いたい。

○富樫(總)政府委員 五トンないし三

十トンの小漁業、そうしてそれが最

近、特に終戦後の困難な情勢、それと

かんんで保険料が的確に収納できるか

といふ御質問でございます。確かに私ども安易に収納ができるとは必ずしも

徴収を猶予するといふような彈力的な道もございますので、先ほど最初に申し上げました基本的なことを頭に置き、かつ、あとで申し上げました弾力的な措置と相待つて、できるだけ円滑に処置して参りたいと考えておるわけ

でございます。

○滝井委員 できる限り保険料の徴収

は円滑にやりたいと、こういふことを考えておりますので、一律に、多少

トントン以下の船によつて生活しておると、いう人なんですね。そうしますと、ここに三十トン未満五トン以上、こういう

とことくびつてしまつておるのです

いたいことではございませんで、この保険に加入しておらなければ、災害が起つた場合には、基準法に基いて一度に何十万円、何百万円払わなければなりません。しかし少いにしても、順当に

保険料その他が払えていけば、これは問題ないとと思う。現在北海道その他漁業においても、一

と、今まで任意包括でもかたる人が非常に少かつた。その原因を見ると、災

害率が非常に少いということです。こ

れは沿岸漁業といふものは、大して危険がないので少かつた。ところがここ

で、これは書かれております。そこで、この数年、台風その他によって、急激に災害率があえてきたということが、一つ

の強制適用をする理由に、提案理由書

で、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで失業保険に対する質問は終ります。

次に、労災保険についてであります

が、今度新しく五トン以上三十トン未

満の、水産動植物の採捕の事業に従事するものに強制適用ということになつたのであります。それで、これが最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をする理由に、提案理由書

で、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

う。それで、これは強制適用をすることになりつたのであります。最初も申しますよ

ますが、この労災が強制適用になつた場合に惹起すると思われるは、しけど常に困難な情勢があるといふことが一つの滯納の問題が一つある。それから漁業一般の経済情勢が困難なため雇用関係が明白でないことが非常に多いのです。私医者で、あまり漁業のことを知らないが、多い。というのは、この前のビキニの灰をかぶったあの人たちも、船員保険のいわゆる標準報酬というものを非常に低く見積られておる。いよいよああいう天災ともいいうべき水素爆弾の灰をかぶつたところ、それが低かったということで、いろいろ問題になったことを記憶いたしております。それと同じように、三十トン未満ということになると、雇用関係がはつきりしない。こういう点から、適用労務者の把握が非常に困難になつてくる、こういうおそれが十分にあります。まあ船がしけその他で災害にあった、してみると、それは適用労務者ではなかつたのだといふことが、今まで過去においても、任意包括のときもあり得ておると推定をするのですが、そういう点に対するもつと具体的な防止策といふか、あなたの方いい考えがあれば御説明願いたい。

○富樫(總)政府委員 この点につきましても、先般横井先生からの御質問では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておられる協定賃金でやつていかれるというござりますが、そういうことが從来任意包括任

と、まずそれを基盤に置きまして、さてそれに乗り組む人たちの雇用関係はどうかという第二段構成の段階になります。その際に、仰せの通り、この雇用関係あるいは賃金支払い形態なども、普通の雇用労働者と違った形をとつておるわけであります。そこで、たとえばけい肺におきます土工、石工の一人親方を救済するためにはどうするかといふことにも関連して、同じことが考えられたのであります。いわゆる協定賃金を指導いたしまして、私の方の出先が業主及び従業員の両者と円満に話し合いたしまして、これこれのものはこの適用のある乗組員、そうしてこの賃金はほぼこれこれといふうに協定する。現在の漁業の任意加入につきましても、約八〇%方は私どもの方の賃金はほぼこれこれといふうに協定する。現在の漁業の任意加入につきまして、もう少し詳しく申しますと、五トン以上三十トン未満で強制適用することになる、これらの人たちも五千人程度は零細な漁業経営者自身であり、あるいは家族労働によつて成り立つておるものです。そうすると、経営者と家族労働者をどこでしまう形になると思うのですが、私はやはりその経営の者にも労災保険をかけなければ画龍點睛を欠くと思うのですが、そういう者についてはおかけになるのですか、それともやはり労働者だけになるのか、その点を御説明願いたい。

○滝井委員 そうしますと今の御説明では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておられる協定賃金でやつていかれるといふことになります。またその指導勧奨に若干の経費も要しますが、その経費も予算では組んでおるよう次第でございます。

○富樫(總)政府委員 この点につきましても、先般横井先生からの御質問では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておられる協定賃金でやつていかれるといふことでござりますが、実は漁連あると

ます。まずが、今度強制加入にいたしました場合に惹起すると思われるは、しけど常に困難な情勢があるといふことが一つの滯納の問題が一つある。それから漁業一般の経済情勢が困難なため雇用関係が明白でないことが非常に多いのです。私医者で、あまり漁業のことを知らないが、多い。というのは、この前のビキニの灰をかぶつたあの人たちも、船員保険のいわゆる標準報酬というものを非常に低く見積られておる。いよいよああいう天災ともいいうべき水素爆弾の灰をかぶつたところ、それが低かったということで、いろいろ問題になったことを記憶いたしております。それと同じように、三十トン未満ということになると、雇用関係がはつきりしない。こういう点から、適用労務者の把握が非常に困難になつてくる、こういうおそれが十分にあります。まあ船がしけその他で災害にあった、してみると、それは適用労務者ではなかつたのだといふことが、今まで過去においても、任意包括のときもあり得ておると推定をするのですが、そういう点に対するもつと具体的な防止策といふか、あなたの方いい考えがあれば御説明願いたい。

○富樫(總)政府委員 これも前回横井先生の御質問に関連いたしまして、たとえば、そういう場合に漁業協同組合でも作りまして、その使用者、雇用

ます。まずが、今度強制加入にいたしました場合に惹起すると思われるは、しけど常に困難な情勢があるといふことが一つの滯納の問題が一つある。それから漁業一般の経済情勢が困難なため雇用関係が明白でないことが非常に多いのです。私医者で、あまり漁業のことを知らないが、多い。というのは、この前のビキニの灰をかぶつたあの人たちも、船員保険のいわゆる標準報酬というものを非常に低く見積られておる。いよいよああいう天災ともいいうべき水素爆弾の灰をかぶつたところ、それが低かったということで、いろいろ問題になったことを記憶いたしております。それと同じように、三十トン未満ということになると、雇用関係がはつきりしない。こういう点から、適用労務者の把握が非常に困難になつてくる、こういうおそれが十分にあります。まあ船がしけその他で災害にあった、してみると、それは適用労務者ではなかつたのだといふことが、今まで過去においても、任意包括のときもあり得ておると推定をするのですが、そういう点に対するもつと具体的な防止策といふか、あなたの方いい考えがあれば御説明願いたい。

○富樫(總)政府委員 そうしますと今の御説明では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておられる協定賃金でやつていかれるといふことになります。またその指導勧奨に若干の絏費も要しますが、その絏費も予算では組んでおるよう次第でございます。

○滝井委員 そうしますと今の御説明では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておられる協定賃金でやつていかれるといふことになります。またその指導勧奨に若干の絏費も要しますが、その絏費も予算では組んでおるよう次第でございます。

○富樫(總)政府委員 これも前回横井先生の御質問に関連いたしまして、たとえば、そういう場合に漁業協同組合でも作りまして、その使用者、雇用

いて船を飛ばされた、同時に死人が出たというときには、その後滞納が生じました。過去の保険料の納付によってそのときの死亡給付が行われるわけですから、炭鉱が落盤やら何やらでつぶれてしまつた、破産と同時に前の保険金がもらぬといふほどのこともなからうと存じます。御承知のように、私が最近基準局にかわりましてから、九州その他の中小炭鉱の、ただいまのような事例を深刻に聞き及びまして、最近になって通牒を出しまして、税金も未納であり賃金も選配がちである、そして客観的に見てどうしても支払い能力がない、しかしまじめに支払おうという意欲はある。現在一万円なり二万円なりたまつておる、これを今後一年間にしなしくすしくこういつうにしてやつていきたいといふふうに思ひ努力と客観条件があるならば、普通の場合のよう、むげに給付制限をすることなく、保険給付そのものは支給するようないふう通牒も出しておる所であります。それが先々月でございましたが、その後の運用状況はまだ詳細に聞き及んでおりませんが、そういうことと同じ精神をもちまして、あるいは場合によつてはそれよりも一段と深刻な精神に基きまして、漁業の保険料の未納問題に対処して参りたいと考えておるのでござります。

○岸井委員 今のような答弁は、なかなかつぱですが、それは現在の九州の炭鉱についてもあるいは五トンか六トンの漁業者についても同じだと思います。現在非常に多くの借金を負つておる。そして炭鉱であれば、炭鉱の一切の機械設備その他も差し押さえをされてしまつておる。国税もたま

り、健康保険も失業保険も労災保険も全部たまつておる、持ち物一切が差し押さえをされておるときに、落盤があつて、労働者が五人死んでしまつた。ところが、失業保険を半年も納めていないので、何か労働省で省令があつて、労働者が五人死んでしまつた。と部払うが、死んだ場合には五割の給付が行われておる。たとえば、五十万円もあらうものは二十五万円くれます。ところが、あと二十五万円は、もしそこの事業主が破産の宣告を受ければ、国が責任を持つて出しますが、破産でない場合には、二十五万円は事業主からもらひなさいといふことが現実に現われてきているのです。これはあなた方の指導が現実に行われておることは事実だと思う。私はそういう事例を幾つか持つておるわけです。そうしたたつた場合に、もう一切のものは差し押さえをされ、破産の宣告に追いつめられると、いうことになれば、現実に百人なり二百人労働する労働者が路頭に迷うことになつて、五人死んだ者の遺族を助けるか、現実に働いておる二百人の労働者を助けるかということになれば、三百人を助けなければならぬ、といふことになつて、五人の遺族は泣き寝入りをしなければならない。それなら、五人の遺族はその炭鉱主から労災に見合

うだけの引取金を取り得るかといふと、まる裸で取れない。取れればどからでも取つてくださいと言つたつて、何もないといふ状態の中で、一番ばかり見るのも労働者だ。こういふものに対する救済方法といふものは、今の法律ではな

り、健康保険も失業保険も労災保険も者を救うための保険料の責任者は、事業主にありながら、事業主の滞納のゆえに労働者が一切の責任を負わなければならぬといふのが、現在の法律の形態なんです。そういう場合に、労働者に責任を負わせずに、労働者を何らかの形で救つてやる対策といふものが、本当に労災には欠けておると私は思う。これは私は一つの盲点ではないかと思うのですが、何ら労働者には責任がない、いわば無過失のものに一切の責任を負わせていく形なんです。これが対策といふものは、今の法律ではないと思うのですが、あれば教えていただきたい、ないのですから、今の御通牒はまた、ないなさいといふことが現実に現れてきています。これはあなた方の指導が現実に行われておることは事実だと思う。私はそういう事例を幾つか持つておるわけです。そうしたたつた場合に、もう一切のものは差し押さえをされ、破産の宣告に追いつめられると、いうことになれば、現実に百人なり二三百人労働する労働者が路頭に迷うことになつて、五人死んだ者の遺族を助けるか、現実に働いておる二百人の労働者を助けるかといふことになれば、三百人を助けなければならぬ、といふことになつて、五人の遺族は泣き寝入りをしなければならない。それなら、五人の遺族はその炭鉱主から労災に見合

うだけの引取金を取り得るかといふと、まる裸で取れない。取れればどからでも取つてくださいと言つたつて、何もないといふ状態の中で、一番ばかり見るのも労働者だ。こういふものに対する救済方法といふものは、今の法律ではないと思いますね。ところが、その善意の労働者を救うための保険料の責任者は、事業主にありながら、事業主の滞納のゆえに労働者が一切の責任を負わなければならぬといふのが、現在の法律の形態なんです。そういう場合に、労働者に責任を負わせずに、労働者を何らかの形で救つてやる対策といふものが、本当に労災には欠けておると私は思う。これは私は一つの盲点ではないかと思うのですが、何ら労働者には責任がない、いわば無過失のものに一切の責任を負わせていく形なんです。これが対策といふものは、今の法律ではないと思うのですが、あれば教えていただきたい、ないのですから、今の御通牒はまた、ないなさいといふことが現実に現れてきています。これはあなた方の指導が現実に行われておることは事実だと思う。私はそういう事例を幾つか持つておるわけです。そうしたたつた場合に、もう一切のものは差し押さえをされ、破産の宣告に追いつめられると、いうことになれば、現実に百人なり二三百人労働する労働者が路頭に迷うことになつて、五人死んだ者の遺族を助けるか、現実に働いておる二百人の労働者を助けるかといふことになれば、三百人を助けなければならぬ、といふことになつて、五人の遺族は泣き寝入りをしなければならない。それなら、五人の遺族はその炭鉱主から労災に見合

うだけの引取金を取り得るかといふと、まる裸で取れない。取れればどからでも取つてくださいと言つたつて、何もないといふ状態の中で、一番ばかり見るのも労働者だ。こういふものに対する救済方法といふものは、今の法律ではないと思いますね。ところが、その善意の労働者を救うための保険料の責任者は、事業主にありながら、事業主の滞納のゆえに労働者が一切の責任を負わなければならぬといふのが、現在の法律の形態なんです。そういう場合に、労働者に責任を負わせずに、労働者を何らかの形で救つてやる対策といふものが、本当に労災には欠けておると私は思う。これは私は一つの盲点ではないかと思うのですが、何ら労働者には責任がない、いわば無過失のものに一切の責任を負わせていく形なんです。これが対策といふものは、今の法律ではないと思うのですが、あれば教えていただきたい、ないのですから、今の御通牒はまた、ないなさいといふことが現実に現れてきています。これはあなた方の指導が現実に行われておることは事実だと思う。私はそういう事例を幾つか持つておるわけです。そうしたたつた場合に、もう一切のものは差し押さえをされ、破産の宣告に追いつめられると、いうことになれば、現実に百人なり二三百人労働する労働者が路頭に迷うことになつて、五人死んだ者の遺族を助けるか、現実に働いておる二百人の労働者を助けるかといふことになれば、三百人を助けなければならぬ、といふことになつて、五人の遺族は泣き寝入りをしなければならない。それなら、五人の遺族はその炭鉱主から労災に見合

うだけの引取金を取り得るかといふと、まる裸で取れない。取れればどからでも取つてくださいと言つたつて、何もないといふ状態の中で、一番ばかり見るのも労働者だ。こういふものに対する救済方法といふものは、今の法律ではない

経済について、御心配がないといふうに了承いたします。そこで、私はもう少し拡大していただきたかったのですが、私の伺いたのありますけれども、今日の場合、時間的に無理があると思いますので、他機会にお願いしたいと思います。

次に、第八条の改正の点であります。これは他の委員からもお尋ねがあつたようあります、私の伺いたのいと思いますのは、従来元請業一本にしてきたものを、下請に切りかえられるということは、証書による契約と、いうことで保証の道が開かれても、それは保険料徴収の上に、ある程度の保証が得られるということは私も了解ができますし、ただ保険料を取ればいいという考え方だけであれば、私は格別疑問を持たないのであります、しかしこれは今後も保険をだんだんと育てていく福祉国家としての社会保障制度の一環として、こういう保険というものは、大きく生長を遂げなければならぬ性質のものである。そういう点から考えますと、こうした行き方は、非常に発展過程における行き方とすればコースが逆ではないか。この点に対しても、どういうお考えをお持ちであるか、立案された事務当局の見解を伺つておきたいと思います。

保険法においてはこの原則に対しとても例外がない。といって、われわれは單に窮屈だから例外を設けるというのではなくて、法文を読んでいたゞきますとわかりますように、これは一定の形式、手続だけでなく、政府の承認にこれをかけておるのであります。どういう場合に例外としてこの原則を認をするか、ということが問題でござりますが、われわれの運用の方針は、この承認はきわめて少い場合である。どういう場合かと申しますと、形式は下請であっても、実態は元請と変らない。たとえば、ある商社が東芝から電源開発の大規模な機械を県直営の電源開発工事に納入する、こういう契約をされるときには、商事会社が同時に据付まで請負う。しかし、商事会社にこの大きな電源開発機械を据え付ける能力はないのでありますから、実際にはちゃんとした据付業者に下請させる。その場合に元請と下請の関係というのは、通常の場合の上と下の関係ではないので、いわば契約上の形だけの下請と元請である。そういうときに元請に責任を負わせますと、かえつて商社ですかね、安全とか何とかいうことについての関心はない。下請たんとうの据付業者の方も、安全について何かけがあれば、元請の納めた料金から支払われるのだというふうなことで、この安全についての配慮がおのずから希少になる。そこで普通の元請、下請の間係とは違う、最近出てきましたそういう事例に対処いたします実質的には元請とやらぬもの、そして資力もある、そういうのが最近少しづつあるようだ

ります。そういうものにつきましては、認めでやる道を開いてもよからぬ、という、これは条文として堂々と掲げておりますが、適用の場面は、きわめて異例なそういう場合を考えておるのでござります。

○井堀委員 はなはだ遺憾な答弁を伺つて残念に思います。この改正案の中に、かなり用意周到なお考えがありますが、それは——いきなり元請を下請に切りかえるというのではなくて、政府がなお検討の余地を残しているところは私といふと思う。これをくずしてならぬことはもちろんでありますが、今答弁で伺いますと、何か元請を下請に切りかえた合理的な理由の一つとしてだと思います、あるいはそれがすべてかもしれません、安全管理についての責任の所在を強調されたようであります。これは笑止千万と言わなければならぬ。保険の精神といふものは、そういうところにはないのです。これは、第一条にも明らかに書いてある。そういう疾病や災害に対して、この保険は迅速かつ公正なる保護を与えるといたを同時に考えることは、ある意味においては正しいと思うのです。しかしながら、この保険法改正の際ににおける思想としては、これは基準法に基いて安全管理の道はきびしく法が規定しておる。そういうことが、保険料金が元請によつて支払われる保証がついておるから、安全管理について不注意になるというようなことは、事実をあまりに曲解しておられると思う。安全管理をおろそかにするということは、保険とは直接関係がないことです。もしそう

いうお考えであるとするならば、基準監督局長としては、今後の安全管理についてわれわれが心配する。まだ就任して間もないこともありますから、せいいぜい勉強していただけばおわかりになると思いますが、この点は思想的に私は十分注意をしていただきたいと思っていますので、警告的な意味でお尋ねをしておきます。

次に、もう一つお尋ねをしておきたかったと思いますのは、この労災保険の非常に重要な役割りが、この法改正の中には出ておりませんけれども、それは労災病院すなわち医療施設の問題です。これは一条にもこの趣旨を明らかにしてある。これは保険が政府管理であると同様に、こういう事業も政府が管理するのが建前だと思うのです。これは整養施設が現在どういう状態であるか。というのは、今日の保険法を遂行していくために、整養としてはもちろん十分じゃないと思いますが、何とか間に合うとお考えであるか、あるいはこれを積極的に拡大しなければならぬという事態にあるとお考えですか、この点に対する当面の責任者の御所見を承わっておきたい。

わゆる役所仕事になります。病院の診療といふべきを、円滑かつ迅速に行わなければならぬということとのギャップを除くための、きわめて形式的な便宜の措置でござります。しかしながら、その間にだれた扱い、間違った扱い、本旨に反しておる扱いなどのあつて、いけないことはもちろんでございます。十分なる監督、実質的には直営とほとんど変わらぬくらいの監督をいたしておるわけでございまして、今後のこの施設が現状で十分か、拡充の必要はないかということでございますが、現在病院が約二十一あるのであります。これが完成した病院は、たしか四つくらいでござります。他の病院は部分的にしかできておりません。ある意味におきましては、やや間口を広げて奥が足りないということでござりますので、今後は新設ができるだけ整備いたしまして、現在の建てかけのものの充実に努力するつもりでございます。現に昨年におきましては、労災病院のその方の金が約十億の予算でありましたが、今年は新規をずっととしばらくまして、拡充の方に重点を置きつつ、なおかつ予算は十二億にふやして、今後の実際上の扱いに支障のないよう努めたいと考えておるわけでございます。

声も高いので、こういう制度の中から、そういう失敗がかりそめもありました場合、こういう事業に非常に大きな障害になりますので、そういう事態に相ならぬように、今日こそ重大な関心を持つべきではないかと思うので、十分御注意いただきたいと思いま

す。それから施設の問題については、ははだしく不自由を感じておるというは被保険者の訴えを私どもよく聞くのです。これは予算の許す限り、どんどん充実拡張していかれることは願わしいことありますが、にわかに困難でありますれば、できるだけそういう計画をすみやかにお立てになって、またういう計画がおりになりましたなら、一つ資料を提供していただきたいと思います。

それから、ついでお願いしておきたいと思ひます、病院の管理の上出でた一番重要な経理の面について、われわれに資料がもし提供できるなら、一つ出していただきたいと思ひます。

そこで、次に失業保険について、二この前労働大臣にお尋ねいたしまし折りに保留しておきましたことがありますので、ごく端的にお尋ねをいたしたいと思います。この前、局長は御記憶に残つておると思いますが、私と労働大臣の質問応答の間に明らかにされましたことは、また政府がこの法案を国会に提案するに当りましての趣旨並明の中に、一昨年の末から実施された政府の緊縮政策に伴い、失業情勢は悪化し、これが急速な改善を今直ちに

見込まれないのであるという前提で、失業保険の改正をしたいということを強調されました。この点に対し、私はいろいろ所見をお尋ねいたしました。そこで、私はこれをもつと具体的に、政府の見方をこの際はつきりたたしておきたいと思います。この見方が誤りますと、この保険法の改正は、その前提において心配があるということになると私は失業保険については、日本の雇用行政を取扱う者にとりましては、非常に貴重な資料になつておると思うのです。でありますから、時間が許しますれば、あります、しかし時間がない

そこで、本年度の上期にこの数字がどうなるかということにつきまして、私ども相当慎重に検討をしたのでござります。いわゆるデフレ政策によりまして、急激な企業整備といふものは昨年ほどの勢いでは行わないであります。しかしながら、依然としてこ入れ時代でございますので、やはり企業整備といふものは相当あるであろう。大体の考えといたしましては、本年度の上半期におきましては、昨年度の下期と大体同様の数字を示しているのでござります。そこで実績を申し上げますと、本年の三月の初回受給者が七万五千でございます。それから四月になりますと、これが減りまして七万三千になります。五月になりますと若干ふえて七万八千何かと相なつております。今までのところは、大体私どもの予想通り、初回受給者が上半期七万五千という数字をたどっているのでござります。下期の問題でござりますが、下期におきましてはある程度地固めをやつしていくという考え方で、季節労働者を除きまして初回受給者は若干上期より減るのではないか。そこが、向う一年の会計年度の間にどういふカーブをたどるかということについての見通しを伺つておきたいと思いま

す。

○江下政府委員　昭和三十年度の失業保険の受給者がどう動いていくだろうかという御質問でござります。実はこの失業保険の受給者につきましては、人の初回受給者を一応考えて——その御承知の通り、一昨年から相当カープ

が急激に上つて参りました。昨年度の上期におきましては初回受給者等も、かつてない数字を示しておきました。ところが、昨年度の下期におきましても、季節的な労働者は除きました。そこでもう一つさておむねやや小康を得た感じがするのであります。大体昨年度の下期の初回受給者は、季節的な労働者を除きまして、実績は毎月七万五千の数字でござります。

そこで、別な機会にまた資料を提出していただき、また私たちも研究して政府に御注意申し上げたい点もござります。

そこで、この法案改正に直接関連のあることについてお尋ねいたします。この失業保険の資料の中で、受給者の人員が動きますが、この受給者の人員の動きについて江下局長は、さきの提案趣旨の説明と比較して、今ここに政

治省がこの法案を提案するに当つて、一体これから失業保険の被保険者の数が、向う一年の会計年度の間にどういふカーブをたどるかということについての見通しを伺つておきたいと思いま

す。

○井堀委員　そこで、少し込み入ったところをお尋ねして恐縮であります。私が紹介した数についてふえてきておりますが、思ひよくな時間がない

そこで、本年度の上期にこの数字がどうなるかということにつきまして、私どもは受給者の動きと、もう一つそれを願つておることが願わしいと思うのであります。しかししながら、依然としてこ入れ時代でございますので、やはり企業整備といふものは相当あるであろう。大体の考えといたしましては、本年度の上半期におきましては、昨年度の下期と大体同様の数字を示しているのでござります。そこで実績を申し上げますと、本年の三月の初回受給者が七万五千でございます。それから四月になりますと、これが減りまして七万三千になります。五月になりますと若干ふえて七万八千何かと相なつております。今までのところは、大体私どもの予想通り、初回受給者が上半期七万五千という数字をたどっているのでござります。下期の問題でござりますが、下期におきましてはある程度地固めをやつしていくという考え方で、季節労働者を除きまして初回受給者は若干上期より減るのではないか。そこが、向う一年の会計年度の間にどういふカーブをたどるかということについての見通しを伺つておきたいと思いま

す。

○江下政府委員　昭和三十年度の失業保険の受給者がどう動いていくだろうかという御質問でござります。実はこの失業保険の受給者につきましては、人の初回受給者を一応考えて——その御承知の通り、一昨年から相当カープ

が急激に上つて参りました。昨年度の上期におきましては初回受給者等も、かつてない数字を示しておきました。ところが、昨年度の下期におきましても、季節的な労働者は除きました。そこでもう一つさておむねやや小康を得た感じがするのであります。大体昨年度の下期の初回受給者は、季節的な労働者を除きまして、実績は毎月七万五千の数字でござります。

そこで、別な機会にまた資料を提出していただき、また私たちも研究して政府に御注意申し上げたい点もござります。

そこで、この法案改正に直接関連のあることについてお尋ねいたします。この失業保険の資料の中で、受給者の人員が動きますが、この受給者の人員の動きについて江下局長は、さきの提案趣旨の説明と比較して、今ここに政

治省がこの法案を提案するに当つて、一体これから失業保険の被保険者の数が、向う一年の会計年度の間にどういふカーブをたどるかということについての見通しを伺つておきたいと思いま

を改正する法律案についての討論に入りますが、本案については別に討論の通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、それは原案の通り可決せられました。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立總員。よって本案は原案の通り可決せられました。

なお、本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めてそ

のようになります。

○中村委員長 次に、理容師美容師法の一部を改正する法律案を議題となし、質疑を継続いたします。現在通告の質疑者は四人おります。順次これを許します。野澤清人君。

○野澤委員 理容師美容師法の一部を改正する法律案についての、総括的な改正する法律案についての、総括的な質問はすでに終っていますので、私は今回政府がこの法律案を出しましたほんとうのねらいがどういうところにあるのかということにつきまして、すでに提案理由の説明を見ますと、第一点、第二点、第三点とも、ほとんど保健衛生上の、理容所あるいは美容所に対する管理面、あるいは業務管理、さらには免許取消しとか業務停止といふような三点を指摘して、提案理由の

説明にいたしております。ところが、実際問題として、この理容師美容師の開設規格と申しますか、条件と申しますが、そういうことのねらいよりも、逐年ふえてきます同業者間ににおける不徳行為をどうするかということが、根本だと思います。うわざを伝え聞いておりますと、たとえば一応成金の低廉を独断でやる、あるいはまた組合の相談と、いろいろなものについての申合せについてもこれを厳守しない、こうした面について、少くとも開設の際に嚴重な施策を講じて、将来そうした異端の生まれないようにしたい、というのが、業者全体の願いじゃないか。そこで、今度の法律のねらいは、そうした点にまで波及し得るような立案の仕方をしておるのか、あるいはそ

うした問題は、法律には載せないが、省令や通牒等で特別行政措置として、以後業者の安心のいくよな指導監督をされる御意図があるか、この点についてお伺いいたしたいと思います。

○楠本説明員 お答えを申し上げます。ただいまの御指摘の点でございま

すが、なるほど表面的には、衛生措置の徹底ということが主体となつて規定されおりますが、ただいま御指摘のように、これらの法律の運営によりまして、最近問題になつておりますが、たとえば日本橋の三越の付近の業者の中で、ほとんど大半が男の散髪は二百円、ところが三越の筋向いの散髪屋では新規開業して百円である、こういう事例がありますが、各地で今後経済情勢の逼迫とともに、必ずそうした問題はたくさん出てくると思います。これに対して、自治的に業者が組合員にしたり指導しておりますけれども、もうおそれなく限界に達しているのではないか。こうした問題は、法的措置に

おいては、業者の切実なる願いだと思いますが、この切々たる願いに対し

についても、いろいろな問題がありますので、それらの意持を勘案しつつ、臨まれるか。いろいろな法律の手前あるから、そのまま放任するのか、これらのアンバランスを介して、積極的に期待いたしてあります事項というものは、単なる開設の際のしめんどくさい開設規格と申しますか、条件と申しますが、かように考えておる次第であります。

○野澤委員 大体わかりましたが、それでは今後行政府として、理容師、美容師の内心大いに期待しておりますが、業者全體の期待に反するというだけでは、業者全體の期待に反すると考えますが、この点いかがでござりますか。

○楠本説明員 行政手段といたしましては、それぞれ規定されました基準あります。しかしながら、その結果は、料金等の問題に対する行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。しかしながら、その結果は、料金等の問題に対する行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。しかしながら、その結果は、料金等の問題に対する行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。しかしながら、その結果は、料金等の問題に対する行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。

○野澤委員 こまかい問題で恐縮ですが、たとえば日本橋の三越の付近の業者の中で、ほとんど大半が男の散髪は二百円、ところが三越の筋向いの散髪屋では新規開業して百円である、こういう事例がありますが、各地で今後経済情勢の逼迫とともに、必ずそうした問題はたくさん出てくると思います。これに対して、自治的に業者が組合員にしたり指導しておりますけれども、もうおそれなく限界に達しているのではないか。こうした問題は、法的措置に

おいては、業者の切実なる願いだと思いますが、この切々たる願いに対し本を貰く考え方には、多少の足りない点があるのではないかということは、どうなたか委員の方も質問されておりましたが、ただこの立法措置の根柢なり国家免許なりを与えられた免許者の直接の開業の場合と、第三者がこの資格者を雇用して開業する場合において、開業の限度というものにはおらずと厳格な区分がなければならぬ。これはひとり理容、美容の問題だけではなく、全般に通ずる問題だと思ふのであります。長年の学校生活を経た後運営に誤まりなきを期していきたく、かように考えておる次第であります。

○野澤委員 こまかい問題で恐縮ですが、たとえば日本橋の三越の付近の業者の中で、ほとんど大半が男の散髪は二百円、ところが三越の筋向いの散髪屋では新規開業して百円である、こういう事例がありますが、各地で今後経済情勢の逼迫とともに、必ずそうした問題はたくさん出てくると思います。これに対して、自治的に業者が組合員にしたり指導しておりますけれども、もうおそれなく限界に達しているのではないか。こうした問題は、法的措置に

○福田(昌)委員 ただいまの御説明は、厚生省で認められた衛生的な問題を大体加味しておつて、技術的にも適當な技術のもとにされるものであるならば、安いに越したことはないから、その範囲で適当な料金をきめていきたい、そういう御意見でござりますね。それからさらに追加いたしましたが、その上にさらにいろいろなサービスを付加することによって、場合によつては料金がそれ以上になつても、それはまたそれとして適正として認めよう。こういう御意見だったと想像できるのですが、そういたしますと、厚生省として、衛生施設を十分完備いたしまして、衛生的な仕事をいたしまして、しかも技術においても、まあそれほど技術の低下をはからないという範囲内においての適正料金というものは、たとえば散髪においてはどれくらいの御見當ございましょうか。美容においては、たとえばパーーマを基準にいたしますれば、どのくらいを御見当いたしておられるのでござります。何十何錢というようなお話を伺つてございますが、どれくらいかという目安を御説明いただきたいと思います。

○楠本説明員 今ここで幾らが妥当であるかということを申し上げるのに、まだ研究が十分いたしておりませんが、私が申し上げたい点は、これを一律にきめることは、当然不可能である。といって、何でもどんな高くてもよいのだということは言えないのでございませんが、ということを申し上げておるわけではございませんして、至急この資料等に

○福田(昌)委員 大へん御慎重な御答弁でございまして、責任のあるお立場として、さよくな御答弁がなかなか賢明な御答弁かと思ひます。私どもといたしましては、非常に残念な御答弁であります。そこで、それでは重ねて伺います。が、先ほどの例では、二百円以上の散髪料のところもあるというお話をしたが、二百円以上の散髪屋さんもあれば七、八十円の散髪屋さんもある。それはそれなりとして、高い安いどちらをはからずされないと、その技術の評価は、やはり仕事に対する難易、むずかしいとかやさしいといふ程度、それと教育課程が、相当年限なくて適正にきめるのだという幅でござります。現行の料金の上からすれば、相当ひどい高低の差がござりますが、これはそれなりにして、料金の上において特別に高いとか安過ぎるとかいうお考えは、今のところはないわけですね。ごくば然とお考えいただいだ場合、散髪の料金が最低は七、八十一円で最高が三百円でも、現行としては、その技術によつて差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されておるわけですね。この点いかがですか。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言いまして、時間を取つて恐縮でござります。一点だけ申し上げますのが、今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話を申しますが、同じような適正料金とあります。が、その技術によって差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されていますが、どれくらいかという目安を御説明いただきたいと思います。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言いまして、時間を取りつて恐縮でござります。一点だけ申し上げますのが、今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話を申しますが、同じような適正料金とあります。が、その技術によって差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されていますが、どれくらいかといふ点を御説明いただきたいと思います。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言いまして、時間を取りつて恐縮でござります。一点だけ申し上げますのが、今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話を申しますが、同じような適正料金とあります。が、その技術によって差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されていますが、どれくらいかといふ点を御説明いただきたいと思います。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言いまして、時間を取りつて恐縮でござります。一点だけ申し上げますのが、今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話を申しますが、同じような適正料金とあります。が、その技術によって差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されていますが、どれくらいかといふ点を御説明いただきたいと思います。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○中村委員長 山下春江君 また理容師、美容師法に戻りましてお尋ねさせていただきたいのであります。ですが、やはり料金の問題であります。各地で美容師の方々は、非常に高い講習料を払つて講習会を盛んに持つておられます。一週間、三日間の講習料が一万円であるというようなことを聞くのであります。が、そんな高い講習料はほかの業態ではあまりないのであります。こうしたことに対しまして、厚生省は全く野放しの状態にあると思いま

つきましてよく研究をいたしまして、その幅の範囲内において、できるだけ業界を指導いたしたい、こういうことでござります。

○福田(昌)委員 大へん御慎重な御答弁でございまして、責任のあるお立場として、さよくな御答弁がなかなか賢明な御答弁かと思ひます。私どもといたしましては、非常に残念な御答弁であります。そこで、それでは重ねて伺います。が、先ほどの例では、二百円以上の散髪料のところもあるというお話をしたが、二百円以上の散髪屋さんもある。それはそれなりとして、高い安いどちらをはからずされないと、その技術の評価は、やはり仕事に対する難易、むずかしいとかやさしいといふ程度、それと教育課程が、相当年限なくて適正にきめるのだという幅でござります。現行の料金の上からすれば、相当ひどい高低の差がござりますが、これはそれなりにして、料金の上において特別に高いとか安過ぎるとかいうお考えは、今のところはないわけですね。ごくば然とお考えいただいだ場合、四年間も学校教育を受けて、一年のインターナンスを受けて、その後に国家試験を受けて、その医者の総合技術である初診料は四十六円であるというようなことは、これはどう考へてもあまり妥当な適正料金ではないと思うのです。飛び火いたしましたが、こういう点におきまして、今後の医療の面における料金についても、一応厚生大臣のお考へ直しない御反省をいただきたいと思います。

○楠本説明員 徒歩で、もちろんこれが技術が提供されるわけでござりますから、ただいまも申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だというわけでござります。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言いまして、時間を取りつて恐縮でござります。一点だけ申し上げますのが、今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話を申しますが、同じような適正料金とあります。が、その技術によって差がつけられておつて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうに黙認されていますが、どれくらいかといふ点を御説明いただきたいと思いま

す。そこでは内容が優秀であれば、講習料も高いのでございましょうが、内容と料金が一致しておるかどうかといふことは、まだ非常に検討を要する問題だと思いますが、こういうような状態をそのまま放置することは、私はまだございませんし、今かよな席上でますして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただきたいと思います。

そこで、これは少し飛び火をいたしましたが、その適正料金なるものをこれから御研究だそうですが、衛生的な施設だと、技術というものをしんしゃくしての料金ということになりますが、その技術の評価というものは相当なされておると思うのであります。が、これはぜひ厚生大臣によくお聞き取りを願いたいのであります。今、楠本部長から御答弁がありましたように、この技術の評価といふことになりますと、その技術の評価は、やはり仕事に対する難易、むずかしいとかやさしいといふ程度、それと教育課程が、相当年限なくて適正にきめるのだという幅でござります。現行の料金の上からすれば、相当ひどい高低の差がござりますが、これはそれなりにして、料金の上において特別に高いとか安過ぎるとかいうお考えは、今のところはないわけですね。ごくば然とお考えいただいだ場合、四年間も学校教育を受けて、一年のインターナンスを受けて、その後に国家試験を受けて、その医者の総合技術である初診料は四十六円であるというようなことは、これはどう考へてもあまり妥当な適正料金ではないと思うのです。飛び火いたしましたが、こういう点におきまして、今後の医療の面における料金についても、一応厚生大臣のお考へ直しない御反省をいただ

けます。が、こういう面に対する厚生省の監督が足りなかつたという点がいえると思うであります。従いまして、今まで別に研究したことなどございませんし、今かよな席上でますして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただいたいと思います。

○楠本説明員 私はまだかよな仕事で担当いたしたことは毛頭ないのでございまして、今まで別に研究したことなどございませんし、今かよな席上でますして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただいたいと思います。

○福田(昌)委員 私どもは、こういう業界が混亂するということは、ある程度厚生省の監督が足りなかつたという点がいえると思うであります。従いまして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただいたいと思います。

○楠本説明員 私はまだかよな仕事で担当いたしたことは毛頭ないのでございまして、今まで別に研究したことなどございませんし、今かよな席上でますして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただいたいと思います。

○中村委員長 山下春江君 また理容師、美容師法に戻りましてお尋ねさせていただきたいのであります。ですが、やはり料金の問題であります。各地で美容師の方々は、非常に高い講習料を払つて講習会を盛んに持つておられます。一週間、三日間の講習料が一万円であるというようなことを聞くのであります。が、そんな高い講習料はほかの業態ではあまりないのであります。こうしたことに対しまして、厚生省は全く野放しの状態にあると思いま

私非常に奇異な感を持つて聞いたのであります。当時こういうことは今後起つてくるいろいろな情勢から、農村のごく貧農の娘でもなんでも、この制度によって試験が受けられるような方法にしなければいけないということでした。

私はインターんが長過ぎるし、これらはむしろ技術が主たる生命であるから、する必要がないのではないかといふことで、非常に委員会で論議をいたしましたが、社会党の方々、徒弟制度の復活なんてけしからぬということ

で、大へんにおしかりを受けまして、遂に少數意見として私は引ひ込んだのであります。

徒弟制度の廃止という御議論が出まして、非常に奇異の感を持つて伺つておつたのであります。それは別といたしまして、社会党の皆様が非常にこの現実に目ざめておいでになつたことであらう、従いまして、これは聞き流す

といつします。

私はインターん制につきまして、厚生当局に四点ほど伺いたいのであります。

第一の問題は、今日とり行われております面授業の時間数であります。

これが長過ぎるために、非常な不便を感じておりますが、この点は今後どう

うふうになさるうとなさいますか。

○楠本 説明員 現在通信教育を受けておりまます対象を調べてみると、大部分が見習い等に従事しておる者でござります。従いまして、面接授業というものは経営者の側といたしましては、授業料その他の問題で、定員をあまり厳重にされますと引き合わないた

めに、非常に困難でございますが、こ

れらにつきましては、定員を越えて

も場合によってはやむを得ないとい

うふうにお考えかどうか、その点を伺

いたいと思います。

○山下(春)委員 百六十時間に定めたいということは、多分政令の改正等で定められるであろう、こう了承してよろしくうございますか。

○楠本 説明員 御説の通りであります。

○山下(春)委員 次にお尋ねいたしますのは、面接授業の場所でございます。これが一定の場所を指定いたしますと、その授業を受けに行きます者が、経費あるいはその他の問題で非常に困却しておりますが、この問題については、今後はどうなさるうとなさいますか。

○山下(春)委員 その点はわかりました。次の問題でありますが、施行規則に入学金それから授業料の問題がござります。これも前から申しますように、

農村の相当貧乏な農家の娘さんたちなども、ぜひこの授業に入りたいというのだが、授業料が高過ぎる、入学金が高過ぎるということで、非常に困却をいたしておりますが、政府はこの問題についてはどのような御措置を今後お

とりにならうとするのでありますか。

○楠本 説明員 この点も全く御指摘の通りであります。今後私どもといたしましても、通信教育制度の始まったときの本委員会の御趣旨に沿いまして、できるだけ低廉の料金で、しかもでき

るだけ完備した教材を発行いたしていきます。そこで、そういう監督を厳にし、指導を徹底いたしたい、かように考えており

ます。

○山下(春)委員 以上厚生当局との質疑応答によりまして、私どもがかく修正をしてもらいたいと思いましての希望点が満たされるわけでありま

す。そこで、そういう点についてこの政令の改正によりまして、私どもは、政令の改正によりまして、私ども

の希望点が満たされるわけでありま

す。そこで、そういう点についてこの政令の改正によりまして、私ども

時間が関係で、一つだけお尋ねしたい

ことです。

先般、実は私勉強のために、理容師美容師の団体というものが、法律で組織することができますが、法律で

組織することができますが、法律で

あります。当時こういうことは今後起つてくるいろいろな情勢から、農村のごく貧農の娘でもなんでも、この制度によって試験が受けられるような方法にしなければいけないということでした。

私はインターんが長過ぎるし、これらはむしろ技術が主たる生命であるから、する必要がないのではないかといふことで、非常に委員会で論議をいたしましたが、社会党の方々の徒弟制度の復活なんてけしからぬということ

で、大へんにおしかりを受けまして、遂に少數意見として私は引ひ込んだのですが、ただいま福田委員から

おつたのであります。それは別といたしまして、社会党の皆様が非常にこの現実に目ざめておいでになつたこと

であります。

○楠本 説明員 おつたのですが、この問題で、この問題で非常に困却しておりますが、この問題については、今後はどうなさるうとなさいますか。

○山下(春)委員 その点はわかりました。次に申しますのは、面接授業の場所でございま

す。これが一定の場所を指定いたしました。次に申しますのが、施行規則に入学金それから授業料の問題がござります。これも前から申しますように、

農村の相当貧乏な農家の娘さんたちなども、ぜひこの授業に入りたいというのだが、授業料が高過ぎる、入学金が高過ぎるということで、非常に困却をいたしておりますが、政府はこの問題についてはどのように御措置を今後お

とりにならうとするのでありますか。

○楠本 説明員 これは全く御指摘の通りであります。今後私どもといたしましても、通信教育制度の始まったときの本委員会の御趣旨に沿いまして、できるだけ低廉の料金で、しかもでき

るだけ完備した教材を発行いたしていきます。

○楠本 説明員 まだのところに設けられた制度

で学校に通えない者に設けられた制度

であります。それにもかかわらず、授業料が高いために十分便宜を与えるこ

とができないとすれば、これは本来の趣旨を転換したものでありますので、

今後はできるだけ通信教育に関する限り授業料を安くしていただきたいと存じておられます。

○楠本 説明員 法律の改正が幸いに成

りました。今いろいろ原価計算等をい

ります。今いろいろ原価計算等を立いたしますれば、直ちに所要の手続を進めて改正をいたします。

○山下(春)委員 その厚生当局の言明を信じまして、私の質問はこれで終ります。

○中村 委員長 滝井義高君。

○楠井 委員 三、四点あるのですが、

す人たちが非常に助かると思っており

を作る方が、今後環境衛生の向上の面からも非常にいいのではないか、もちろんその団体がボス的な者によつて指導されるということは、敵に慎しまなければならぬ。しかし、そのボス化するということの防止は、その会員の資質が向上すれば、おのずから会員自身の中から出でくると思うのです。そういう点で、今過渡期の段階にある理容師あるいは美容師の団体を強化する意味においても、法律にわざわざ規定されておるのだから、そういう方向に、厚生省はある程度内面的な指導といいますか、そういう点で助力すべき段階に来ておると私は思いますが、こういう点どうお考えになるか。これを明確に御答弁願えれば、私はこれで質問を打ち切りたいと思います。

○楠本説明員 御指摘の点は、なるほど一応はごもっともござりますが、ただ公益法人、社団法人等となりますと、これはつまり利益をもつぱら対象としない一つの公法人になります。ところが業者団体といふものは、何といつましても、その性質上さような公法的な性格は持てないのでなかろうか、かように考えます。少くとも公益法人の性格は持てないのでなかろうか、さように考えております。しかしながら、御指摘のように、今後自動的にこの業者組合を強化し、結束を固めまして、それを通じていろいろ環境衛生上その他の問題を解決していくことにつきましては、私もできれば賛成でございます。それを通じてもらうことでござります。

○滝井委員長 ぜひそうしてもらうことを希望して、終ります。

○中村委員長 ほかに御質問ございませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 なれば、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案についての質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。本案につきましては、別に討論の通告もありませんので、これを省略、ただちに採決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そ

のようになります。

〔総員起立〕

○中村委員長 この際厚生大臣より、駐留軍労務者の健康保険に関する問題について発言を求められておりますので、これを許します。川崎国務大臣。

○川崎国務大臣 お疲れでございます。

〔参考〕

○中村委員長 次会は明十四日、十時理事会、十時半より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三分散会

○中村委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

○中村委員長 理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

して強硬な申し入れをいたしまして、先般来駐留軍としても非常に考えてくださいまして、ゲーノー少将並びに司令官より、緊急に結論を出す、十四日までに出すということで、明日のジョンソン・ミッティまでに向う側の回答が決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本件のところは、これまでに向う側の回答が決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そ

のようになります。

〔総員起立〕

○中村委員長 この際厚生大臣より、駐留軍労務者の健康保険に関する問題について発言を求められておりますので、これを許します。川崎国務大臣。

○川崎国務大臣 お疲れでございます。

〔参考〕

○中村委員長 次会は明十四日、十時理事会、十時半より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三分散会

○中村委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

○中村委員長 理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十九日印刷

昭和三十年七月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局